

「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(第4期)」に基づく進行管理表(事業実施予定表)

第5 犯罪被害者等への支援の推進

施策	事業	具体的な取組内容	H30計画	担当課
1 犯罪被害者等に対する理解の増進	(1)各種媒体を活用した広報・啓発	県民等の理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県・県警のホームページやイベント等を活用し、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の人権擁護の重要性等に関する広報・啓発活動を行う。 ○ 「しまね人権フェスティバル2018」における広報(平成30年10月21日 江津市)を行う。 	環境生活総務課 人権同和对策課 広報県民課
	(2)犯罪被害者週間における広報・啓発	週間の浸透と定着化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立図書館におけるパネル展を開催する。 ○ 街頭におけるキャンペーンなど、広報・啓発活動を集中的に行う。 	環境生活総務課 広報県民課
	(3)講演会等の開催	犯罪被害者等の声を聴く取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等への誤解や偏見、犯罪等による被害の深刻さや命の大切さに対する県民一人一人の理解の促進のため、講演会等を開催する。 ○ 市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議に併せ、被害者支援を考える講演会を開催する。 ○ 講演会等の開催について学校に周知を図る。 	環境生活総務課 教育指導課 広報県民課
2 犯罪被害者等に対する支援	(1)経済的負担の軽減	各種制度の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害給付金制度による給付金の支給、司法解剖後における遺体修復、遺体搬送及びハウスクリーニングに要する経費、診断書料及び初診料等に要する経費の負担軽減を図る。 	広報県民課
		被害直後の居住の安定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅が事件現場となるなど、犯罪被害者等が居住困難となった場合や、犯罪被害者等が加害者又はその関係者から危害を加えられるおそれがあるときにおけるホテル等宿泊施設の確保する。 	広報県民課
		県営住宅への優先入居	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等を優先入居(当選率の優遇)の対象者とする。 ※ 優先入居対象者～高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護、DV被害者、犯罪被害者等 	建築住宅課
	(2)精神的負担の軽減	犯罪被害者等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話の貸し出しなどを行う。 	広報県民課
		捜査過程における二次的被害の防止・軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等に対するカウンセリング等の支援を行う。 ○ 警察職員に対する教養、各種専科等研修の充実を図る。 	広報県民課
	(3)支援情報の提供	犯罪被害者支援のための制度や内容の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等に対するパンフレットや県・県警ホームページ、イベント等における情報提供を行う。 ○ 「しまね人権フェスティバル2018」における広報(平成30年10月21日 江津市)を行う。 ○ 広報月間などを通じて、街頭活動ほか広報啓発を行うことで情報の提供を図る。 	環境生活総務課 人権同和对策課 青少年家庭課 広報県民課
刑事手続や各種被害者支援施策に関する情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「被害者の手引」等資料を配布する。 	環境生活総務課 広報県民課	
3 支援のための体制整備	(1)民間団体に対する支援	民間団体の活動基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ (公社)島根被害者サポートセンターに対する広報啓発事業委託を継続して行う。 ○ 民間支援団体が行う支援員養成講座への講師派遣などの人材育成に対する支援を行う。 	環境生活総務課 人権同和对策課 広報県民課
		民間団体の活動等の広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等のおかれた状況やそれをふまえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の支援を行う民間団体の意義や活動について広報を行う。 	環境生活総務課 広報県民課
	(2)関係機関・団体との連携推進	関係機関・団体との間における活動内容に関する情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等が必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れのない支援を実施するための連携を促進する。 ○ 被害者等が被害状況を繰り返し説明することにより受ける精神的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等早期支援団体に対して、被害者等の情報を提供し連携した支援を推進する。 	環境生活総務課 広報県民課
		総合的な被害者支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島根県被害者支援連絡協議会及び地域単位の被害者支援ネットワークの開催、被害者支援のための制度等に関する情報交換、会員間の連携を強化する。 	広報県民課
(3)相談窓口の充実・周知	各相談窓口の充実・周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各相談窓口のより一層の充実化、県・県警のホームページ、イベント、パンフレット等を活用する。 ○ 「人権相談ダイヤル」について、研修やイベント開催時にチラシ配布等により周知を図る。 ○ 広報活動に併せ、DVや性暴力相談窓口(たんぼぼ)の周知徹底を図る。 	環境生活総務課 人権同和对策課 青少年家庭課 広報県民課	